

農林委員會  
議録第三十九号

昭和二十五年四月三十日(日曜日)

午後一時二十七分開議

出席委員

委員長代理理事 山村新治郎君  
理事野原 正勝君 理事松浦 東介君  
理事藤田 孝太郎君 理事小林 運義君  
理事井上 良二君 理事山口 武秀君  
青木 正君 足立 篤郎君  
宇野秀次郎君 遠藤 三郎君  
河野 謙三君 中垣 國男君  
瀧 通義君 村上 清治君  
守島 伍郎君 山本 久雄君  
大森 玉木君 小平 忠君  
足鹿 覺君 上林興市郎君  
高田 富之君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君  
出席政府委員  
農林政務次官 坂本 實君  
食糧庁長官 安孫子藤吉君  
林野庁長官 横川 信夫君  
委員外の出席者  
農林技官 川名 進一君  
(農地局建設部長 災害復興課長)  
専門員 藤井 信君

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任に関する件  
農林水産業施設災害復興事業費國庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出第一九一号)  
表価に関する件  
農業用報償物資に関する件

○山村委員長代理 これより會議を開きます。

本日は私が委員長職務を行います。

議事に入る前に小委員の補欠選任を行います。去る二十八日公共事業小委員でありました中垣國男君が委員を辞任せられ、昨日また中垣國男君が議長において委員に任命せられました。つきましては、この小委員の補欠選任を行わなければなりません。これは先例によつて委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○山村委員長代理 御異議なしと認めます。それでは從前通り中垣國男君を公共事業小委員に指名いたします。この際井上委員より發言を求められております。これを許します。

○井上委員 この際特に今期もろと二日に迫りましたので、本年の夏作であります。麦の政府の買上げ価格、すなわち生産者価格の問題について、なおこれに関連する食糧政策について、二、三伺つておきたいのであります。

最近政府が与党の農業の対策委員といひますか、こゝういふ人々と政府の間で、いろいろ食糧政策についての検討がなされておられることからいひまして、本年の夏作の麦、ばれいしの価格の問題が、相当重要な問題となつて来ておるのであります。從來麦の対米価比率は小麦、裸麦でたしか八一・三％ぐらいではなかつたかと思ひます。大麦で大体七〇％であつたと思ひるのであります。これを政府の方の事

務当局からいろいろ伝えられます情報によりますと、この麦の対米価比率を引下げるその根拠というのはいくつかあると、一つは食糧の特別会計に赤字が非常に出ておる。これは御承知の通り、外国食糧の輸入の増大に伴ひまして、国内におけるやみ相場の下落等が関連して、小麦粉またはその他の種穀の配給辞退が生産地方面の消費者の方に相当拡大をして参りました。この關係から食糧の赤字が相当今後出はせぬか、こゝういふことからいひまして、この配給辞退の原因は、そもく麦と米との価格の比率があまりにも接近しておる。特に消費者価格におきましては、九五・五％といふまつたく米の価格とわずかに五％しか違わないやうな状態で配給されております關係から、辞退が非常に起つておる。そこでどうしても麦の価格をこの際下げる必要がある。こゝういふ意見がござい

ます。それからいひま一つは、基準年度の対米価比率がその当時は非常に低かつたのに、食糧不足その他の關係から、急激に米との価格の比率を接近させて来たことにも原因があるといふことが、その次の理由になつております。さらにその次には、最近外国から入つて参ります麦の価格が非常に値下りをしておる。それとのつり合いがなかなかうまく行かない。こゝういふことかから、国内産の麦の生産者価格を引下げよう。大体私がいろいろの方面の情報を集めての想像は、一つは食糧の特別会計の赤字、その重要な原因になつて

おる配給辞退の問題、それからいひま一つは米の消費者価格との接近の問題、それから最後には外国小麦の輸入に伴ひ価格の問題、こゝういふものから国内産の麦の価格を引下げる、こゝういふ情報に非常に関連して、しかも多分この六月参議院選挙まつ最中に、いわゆる米価審議會を開きまして、本年の麦の生産者価格及び消費者価格を決定されることになりはせぬかと思ひます。実はこの麦の生産者価格が何ぼにきまるかということは、二十五年産米の価格決定の基礎になる重要な問題を含んでおりますので、この際、特に政府にこの点に關して質問をいたしたいのであります。

今政府が考へております麦の価格を引下げるならば三つの理由によつて、われわれの方の考へ方からいひますと、食糧の特別会計の赤字は、単に麦の価格が米の価格と接近している、そのことから配給辞退が起つていふといふやうな問題だけではない。この食糧特別会計をいろいろ検討いたしますと、さらにこの赤字をなくするいろいろな対策が十分講じられてない。特にわれわれが考へますのは、本年外国食糧の輸入の予算的コストは、たしかトン当り百六十ドルと押さえているのであります。これが最近の國際価格は百二十ドルから百三十ドルくらい見当に下つておりました。ここにトン当り約三十ドルからの開きを生じております。従つてこれが年度末になれば、相當の剰余金がこの面を生じて来るのであります。外国食糧の輸入に伴ひ国内の麦の生産者価格を下げるという問題よりも、この剰余金をプール計算にいたしますならば、麦の価格における損失はこの面でも十分防げはせぬか、こゝういふ考へ方を持つてゐるのであります。なお対米価比率の問題にいたしまして、米よりもっと割高にしているのは、米よりもっと割高にしているのではありません。現在の石二千九百四を五十四くらゐの生産者価格になりはせぬかと想像され得るのであります。そのやうな観点から考へても、対米価比率を、單に麦と米との戦前の比率だけを推して考へることは、今日の國內食糧確保の見地から考へられない。最後に麦の効用価値の問題であり、そのカロリイにおいて、またカロリイから参ります實際価格の割出しにおいて、米よりもはるかにカロリイは多い。またカロリイ計算からいひますならば、米よりも麦の方が實際安い。こゝういふ観点から、麦の價格の正当性は今日再認識されなければならぬ。こゝういふ考へ方を私どもは持つてゐるのであります。そのやうな三つの考へ方から麦の生産者価格は、この際これを引下げることは、國內食糧確保という面と、國民主食糧の將來の建直しという面から絶対避けなければならぬ。それよりも実は消費者価格の面をもつと検討を加へまして、対米価九

五・五％というような、ほとんど米の価格に匹敵するような価格の、この幅をもつと広げる必要が実際はありはしないか、実は私はそこを検討する必要がある、といううぐあいに考えておりますが、この点に対する食糧庁の長官の御見解を伺いたい。また今伝えられておりますような、本年の六月に開かれます米価審議会に、政府は麦の価格引下げについての基本的方針を検討するつもりであるかどうか、まず最初この点を承りたい。

○安孫子政府委員 麦の価格についていろいろ議論をいたし、また検討を加えておられますことは事実でございますが、私も各般の状況を見まして、本年産の麦を合理的に定めて参りたいと思つて研究いたしておる最中でありました。ただいま井上さんからお話のございました、食糧管理特別会計の赤字の観点から、第二には、輸入食糧との関係におきまして今後における日本の農家経済の推移という点から、また過去におきます米価と麦価との比率の関係から、ただいまお話のございましたような各種の観点から、私も研究をいたしておることは御承知の通りであります。いまだ結論を得ておりませんが、はなはだ失礼であります、大体私どもの感じを一言申し上げてみますと、食糧特別会計に関する赤字の問題は、ひとり麦価の関係のみでなく、いろいろな関係から慎重に、私も今後の運用について考へて参らなければならぬと思つておるものであります。ただ表につきましても、最近の配給辞退の状況を見ますと、麦製品について相当多くなつてゐる、ことしの麦については、この傾向がますます大き

くなるであらうというやうな一つの想定をいたしておるわけでありまして、この辺からの赤字問題をやはり頭に入れて考慮する必要はあらうかと考へております。もちろん全体の会計の運用におきまして、そういう面を別の面においてカバーするという面も考えられるわけでありまして、その点のみから議論するわけに参りませんから、そういう事情も考慮に入れますと、全体的に議論してみることがあらうと考へておる次第であります。

それから外国からの麦類との価格の問題であります、これは今後におきます国際価格の推移というやうなものにもらひ合せて、考へていくわけでありまして、なお過去におきます麦の対米価比率は、生産者価格におきまして、これはすでに御承知だと思ひますが、大麦につきましても基準年次においては四八でありましたは、現在七〇に上つておる。裸麦が六三・五でありましたものが八一・三小麥については六三・三のものが八一・三に上つておるといふに、相当上つておるのであります。しかし当時におきます日本の食糧構成というものは、現在とまた違つてゐるわけでありまして、その面からこの基準年次にただちに持つて行くというやうなことは、非常に乱暴な議論でありまして、その辺は基準年次におきます日本の食糧需給の根拠と、現在におきます日本の食糧需給の見通しというやうなものをにらみ合せて、考へて参らなければならぬかと思ひます。それにいたしましても、やはり現在の麦価が米に比較いたしまして高過ぎるという感じは、どうしても受けると思つておるで

逆に申しますならば、あるいは米の価格が麦価に比較して低過ぎるということも言ひ得るかと思つておるであります。全体の農家経済の観点からいたしまして、その辺の調整をいかによく取扱つて参らうかというやうなことに就いて、ただいま検討いたしておることは事実であります。まだ私どもとしては、結論を出しておらない次第であります。

○井上(農)委員 結論は出してないといふ申しませんが、しかし大体の傾向は一つのコースをたどつていないかと考へられるのであります。私は特にこの際結論は出してないといふ申しから申し上げておきたいのは、御承知の通り、生産者価格の面ではさほど対米価比率は変更する必要がない。逆に実際は上げてもらわなければならぬ実情にござりまするもので、問題は消費者価格の九五・五％というのをものと引下げてほしいので、それをそのまゝにしておらうことに問題があるものでありますから、この面をもつと検討を加えて、合理的な価格を決定されたいと思つておるであります。これはいづれ米価審議会が持たれるのであります、今日から検討されたいと思ひますので、十分政府といたしまして、これが対策に就いての十分な一つの資料を持つてもらひたい。特に農林省といたしましては、生産者価格をあらゆる面から守らなければならぬ。特に国内食糧を確保して、自給率を高めるという今日の情勢から考へますならば、生産者価格を守つて行くという立場を、強調してもらわなければならぬと思つておるであります。どうしても大蔵省とか、安本とか、物価庁という方面は、できるだけ

この面は、あらゆる因縁をつけまして、これに手を打つて参りますから、十分農林省としても、農家経済実態調査に基き、資料を集めて、これら単なる打算の上から参ります価格引下論に、まづこうから歸り準備を進めてもらひたいと思つておるであります。

次に伺いたい点は、たしか本日でしたか昨日の新聞でしたか、政府は司令部との関係で、いろいろ相談を今までいたして参りました雑穀の統制の問題でございまして、雑穀は、本年供出後は自由販売にすると、雑穀は統制を撤廃することになりましたといふことが伝えられておりますが、そうしてこれが近く閣議にかけられて、閣議もこれを承認するではないかといふことが報道されておりますが、この点に對する明確な方針を、ひとつお示しを願ひたいと思ひます。なお私は、特にこの際申し上げておきたい点は御承知の通り、外国食糧の大量の輸入という問題が、今日国内生産をいさぐな意味で圧迫しておるといふことは、これは事実であります。また外国食糧の十分なる品質なり価格なりというものを検討せず、一方的に押しつけられるやうな輸入状況におきまして、これが国内で一体どういふ状態に扱われておるか、いかに多くの食糧が、食糧として十分に活用されずに、ことに配給辞退になつたものが利用されておる。もちろん全体から見れば、食糧事情はそれだけ緩和したといふことは言ひ得られますけれども、この食糧は実に四百五十億といふ国民の血税がつぎ込まれておるのであります、われわれはあくまで国内における食糧の増産とその

生産を確保する。そしてこれが行えるだけの農家経済を守りまして、そして外国から最小限度必要なものだけを輸入するといふ手を打つて行かなければならぬと考へたのであります。そういう点から、政府は国内の重要な主要食糧として取扱つて来ましたが、雑穀の統制をはずし、そしてこれを自由に扱はせ、私の推定するところでは、雑穀は確かに百五、六十万石買上げはしないかと思つておられます、雑穀全体の生産は四、五百万石に上りはせぬかと思つておるのであります。こういう大きな一箇月に相当する雑穀を自由に出すといふことが、いづれはこれは麦の統制に影響して来る、あるいはまた米の統制にまで影響して来るといふことをわれわれは考へておる。政府は国内における食糧の生産とその確保についてどう考へられておるか。外国の食糧がどん／＼入つて来る現在においては、外国食糧にたよる方が安易であるといふ考へ方を、持つておりはせんかといふ疑ひさえ生じるのであります。この際雑穀統制に關連する政府の処置を明確にされたい。

次に早場米奨励金また超過供出奨励金は、表の場合も当然起つて参ります、一体超過供出奨励金をどうしようとするかといふことについても、この際明確にお答えを願ひたい。

○安孫子政府委員 雑穀の点について申し上げます。雑穀の供出後の自由販売という考へ方は、前からいろいろあるものであります。この点については、私もいろいろ研究をいたしておつたのであります。ただいまお話がございましたように、これで供出されますものが百四、五十万石、この内容

を申し上げますと、とうもろこしあるいは燕麥、そば、きび、そばめといふようなものでありまして、これを配給の方にまわしても、現在の状況からいいますと、ほとんど配給辞退というふうな状況になつておるのであります。しかも配給辞退になりましたものが、政府の手持ちになつてそのままになつておる。一部工業用品等に振り向けておるものもあるわけでございますが、現在の需給の状況からいいますと、こういうものを供出させましても、需要の面におきましては、消化が非常に困難である。しからば、これを統制しておりますことによつて、生産者の方に非常に利益があるかどうかということになりますと、この辺もいろいろ見方があると存じますが、必ずしも統制をしておるから、雑穀の生産者が非常に利益を得ておるといふわけのものでもないといふふうに、私どもは見えておるのであります。そういういたしますれば、この際雑穀につきましては、自由にいたしました方がむしろ合理的に消費が行われ、また生産の刺激にもなるのではなからうかという考え方もできるのであります。しかし本年は、この雑穀を含めましてすでに割当てを完了いたしておりますので、このままですけれども、自由にいたします段階といたしまして、供出完了後において、自由販賣というふうな措置もあわせてやるべきことが、この際は適當ではなからうかというふうな観点から、そういうの方策を立てておる次第でございます。これが関係方面の了解を得て、そういうことになりましかうか、いまだ申し上げる段階にはございせんけれども、そういうふうな考え方をいたし

ておることを、つけ加えて申し上げます。それから超過供出奨励金並びに早場米奨励金は、本年も続行するかどうかというお尋ねでございますが、私どもといたしましては、全般的な情勢から、どうしても本年はこれを継続いたしたいといふことで、この点を強くたいて、各方面に強調いたしておるような次第でございます。○井上(農)委員 その点はぜひ明確にしてもらつていただきたいと思つております。次に、これは問題が違つたのでありますけれども、先般通過しました食糧法の一部改正に伴ひまして、食糧配給公団の末端を切り離すということですが、末端配給所員の退職金の問題が、今日に至るもまだ解決されておられませんので、全国で八万人に近い大多数の公団職員は、将来の生活に對して不安を抱いておるのであります。御承知の通り、配給所員は戦争中から戦後のあの食糧あらしの中に立つて、真に身をもつて食糧危機を突破して参りました方方でありまして。何も一人当り半年分も一年分もよこせという、法外な要求をしていないのであります。本年度予算に計上されてあります分を、ぜひ速急に計上していただきたいという、まことに當を得た要求をしておるのであります。これに對して、一体今日までどういう経過になつており、政府は依然としてわずかに五十日分ですかで切取りとすると、それとも予算に組んであるだけの金額を出そうとするのか、どういふことになつておりますか、その点をこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○森國務大臣 今お尋ねの問題、御説の通り、公団職員が、今回公団廃止に伴つて失職するという立場におきましては、昨年の行政整理以上に気の毒な状態に置かれますので、政府におきましては、先般米その筋とも折衝を重ねました結果、昨年の行政整理と同一の取扱ひをなすということにいたしましたので、すでに成文いたしました、たしか提出をいたしておるはずと信じております。○山村委員長代理 前会に引続きまして、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。山口君。○山口(武)委員 農林大臣が来られましたので、たいへんありがたいこととあります。と申しますのは、今国会もいよいよ終りでありまして、私はとうとう森農林大臣に、農政一般の質疑を許される機会を失つてしまつたのであります。最後の段階になりましたので、きわめて熱心に申上げようと思つて、たいへん感謝申上げてよろしいと思つております。しかしながら、この農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案という長い名前の上で、今まで大分機会もありましたので、もつと勉強して出席されまして、もう少し早く出されて、十分われわれの側においても研究をなし、質疑もいたしたかつたのであります。ところがきのう出されませんでしたので、私もまだ十分に調べていませんが、少しお聞きいたしますから、御親切な御答弁をお願いいたしますのであります。

第一に、この法律案の名前でありまして、暫定措置というのですが、暫定措置といふことは一体何のことなのか、これに對する御説明をお願いいたします。○森國務大臣 これは、会期の末期に突如出しまして、いろいろ今お述べのやうな審議の期間がないというおしかりであります。まことに恐縮であります。もつと早くこれを出したかつたのであります。ことに災害は全額国庫負担という一面の考え方であつたのであります。農林災害に對しましては全額国庫負担といふことはでき得ないといふことになりましたので、農林省といつたしましては、この農林災害が、他の災害のごとくに助成がでないといふことであつてはたいへんだと考へまして、いろいろこの問題につきましては関係が広いのでございまして、地方統制等の改革も行われるやさきでありますので、とりあえず暫定措置として、従来予算の範囲内において助成をいたしておつた、補助をいたしておつたことを、法制の上においてはつきりいたしたいといふふうに、御了承願ひたいと存じます。○山口(武)委員 暫定という意味をお聞きしたかつたのであります。暫定という意味が今の御説明ではよくわかりませんのであります。暫定といふことになりまして、別に本格的な措置が考へられるのかどうか、これに對して伺ひたいと思ひます。

○森國務大臣 国庫全額負担するといふことは、二十五年に限りましては、河川方面の災害にはなつておるのであります。それでありまして、二十六年に限りましては、国庫全額負担といふことがないことになつております。そういう関係から、この農林災害に對しまして、とりあえず暫定措置として、国庫全額負担に對抗して、ここに三十五年度の災害に對しての計画を進めたわけでありまして。国庫全額負担という取扱ひがなくなる、これは二十五年に限りするといふことになつておる関係におきまして、農林災害の助成にいたしまして、暫定的な、法律をきめて、二十五年に限り国庫全額負担といふものとの歩調を合せたわけでありまして。○山口(武)委員 私委員長に申し上げます。委員会にお諮り願ひたいと思ひます。と申しますのは、いわゆる暫定措置に関する法律案であります。一般の災害の取扱ひとは大分違つております。たとへば全額の問題、あるいは十五万以上の復旧工事に対するだけの補助という問題、なお明確にされたと思ひます。この災害復旧にたいしては、単に古いものを古い形で直すのか、それを発展させるやうな形に直してはいけないのか、そういう問題に對しての御協議を願ひ、この法律も場合によつては修正するといふために、一応休憩して理事会をお聞き願ひたいと思ひます。この際もう一つ申し上げておきたいと思ひます。これは、国土総合開発法案が今経済安定委員会にかかつておるのであります。この国土総合開発法案は、農林関係の問題が大分入り込んでおります。当委員会といたしましては、当然これに對して發言する必要があるのではないかと思ひますので、経済安定委員会との連合審査につきまして、おはからひをお願いいたします。

○山村委員長代理 お答え申し上げます。ただいま第一段の御意見、すなわち災害復旧の件に關しまして、大蔵委員の方にも同様趣旨の法案がかつておることも伺いましたので、なお大蔵委員の模様が金額の訂正方についてOKが参つたということも聞いておりましたので、取調べいたしましたところが、今のところはそういうことは全然ないようでございます。なお総合同土開墾の問題であります、これは会期が切迫いたしておりますが、農林委員会としては非常に重要な問題でございますので、非公式に今経済安定委員会の方へ交渉いたしておりますのであります。時間的な余裕がないために、合同審査という段階に至らないが、もしも御発言その他がございしたら、委員外発言として、どん／＼農林委員の方にもお許しするから来ていただくというので、一応今のあたりの御意見に對しましては、やむを得ないものと思つて、この議事の審査を進めたいと思つて、高田君。

○高田(重)委員 一般の災害復旧の方については全額国庫負担になつておつて、予算の範囲内においてというやうな文句がないように見受けられる。ところがこの方は第三條で、予算の範囲内であることになつておつて、事実上この法律が出ましても、これでは全然何にもならぬように思われる。一般の災害復旧の方では、予算の範囲内というのでなくて、しかも何万田以上は全額をやるというふうに明確になつております。こういうふうに一般の災害復旧の方と農地の災害の問題とはつきり區別されて、農業関係の方が非常に軽く扱われておるとい

根拠はどこにあるか、この点大臣にお伺いしたい。

○川名説明員 私がかわつてお答え申し上げます。その全額の問題につきましては、あの当初から、いろ／＼大蔵省の方とも話し合ひしたのであります。農林関係の一部補助ということの基礎につきましましては、大蔵省の意向は最初から、農林関係は収益を伴うもので大分性質が違ふのだというところを、最後まで主張してまいりました。われ／＼も結局やむを得ずその点は譲歩したわけでありまして、また全額負担というものは、地方の公共団体の負担という意味だということを、あくまでも言つておつたわけなんです。それから予算の範囲内というのがございしますが、これはお言葉のように、これで見ますとまことに弱くように思ふのですが、實際問題としては、予算がなければ打切るといふのではなく、従来でも当該年度に予算がなければ、次に繰越して翌年度でやつておるわけなんです。その点も言葉から見ますとはなほ弱く思ふやうであります。が、實際問題としては何とかやつて行けるのではないかと思つております。

○高田(重)委員 それだけではどうも納得しかねるのですが、大蔵省で収益を伴うのだからその負担する必要はない、と言ひましても、やはり災害の問題で直接生産に關係がある、しかも現在災害等がなくてさへも、経営企業は成立たない。これは農林省の計算からいいますと、農林省の経営はそうなるておるのですが、特殊の重要施設等につきましましては、当然これは全額国庫負担にしてやらなければ、農業の再生産の維持といふことはできないと思ひます。従つてそういう意味では農林当局としてはおそろく承服できないのではないか。こう思ひますが、その点についてどうお考えになつておるか。これは非常に重要な問題だと思ふ。農業といふものに対する考え方の範圍の問題になつて来ると思ひますが、この点で他の災害との間に非常に違いがあるといふことは、納得しかねるのです。この点については法案を出す運びとなつた以上は、その点についての深いお考えが、農林当局としてなければならぬと思ひます。この点についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○川名説明員 実はその当時各省寄りまして、全額国庫負担の問題について協議したのでございしますが、實を申し上げますと、これは建設省の土木関係で全額国庫負担は困るといつておりました。それでこれはどうしてかといふと、全額国庫負担をやつて、それが災害復旧事業の全部を取上げられるならばいいけれども、現在の日本の状態ではなかり／＼それは行かない。そうしますと、結局百の仕事を取上げられる場合に、五十の仕事になつてしまふ。それで困るからといふことで、向うの方でも非常に反対をしておつたわけですが、やむを得ずあつたことになつたといふやうなことを聞いております。農林省としましても、最初はいろいろ考へたのでありますが、結論として、現在まだ相当費用の過年度の災害が残つておりますが、これを全額にしますと、事業の分量が完了するの非常に遅れる。そういう面から見ても、まあ思ふやうにはできないが、薄く広くやつた方が、特に農業関係としてはいいのではないかと。そういうつたやうな考へに達したわけでありま

す。その点ひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

○高田(重)委員 全額国庫負担では、かえつて困る、かえつて事業分量が少くなるとか、遅れるとかいふことがありますが、それは全額国庫負担といふことが、實際に厳密に法律通り行われれば、そこに多少の制約がありますけれども、かえつてその方が、事業分量も多くなるし、やりやすいという性質のものでなければ、全額国庫負担の意味は全然ない。おそろくそういう意味で、この法律は出しておると思ふ。従つてこの法律の實行を信用する建前から行けば、どうせ信用して出すのでしよから、必ず實行できるという建前からいへば、全額国庫負担ではかえつて困るといふ意見が出るのはどうも理解できないのです。その点どうなりますか、お伺ひいたしたい。

○川名説明員 それはたとへば現在十分の六・五と相なつておりますが、それを全額にするによつて、三割五分の仕事の分量が減つて行くことになつて、それがだん／＼重つて行つて、なかなか過年度の災害が消化し切れな。こういうことになつておる。それで農業関係としては少くとも早く片づけて、少しでも農業関係をとる方がいいのではないかと、いふやうに考へております。

○高田(重)委員 そうすると予算といふものは、初めから、それを前提として、その中でやるということから、結局そういう結果になることだらうと思ひますが、それでは全然意味をなさない。この法律ができて、これに従つて行つて、もし足りないやうなことが出れば、追加予算をやるとか、あるいは次年度にその予算を別にするとか、そういうことがなければ、法律を出しても全然意味がないと思ふ。予算の方から考へて来るということになると、實際に見せかけの全額国庫負担ということになるの、かえつてそれで困る、こういうことになるわけでありま

○川名説明員 今私の言葉が足りなかつたと思ひますが、実は予算の範囲内という意味ではなかつたのでありまして、あの当時いろ／＼安本とか、方方と寄つて相談しましたが、大体現在の状況では、年々の公共事業費が、どんなに多くても、あるいは一千億とか二千億とか、そういうことになるといつたことの仮定のもとに、そうなければこれは困るではないかといふやうなことから、話をしましたが、もちろんわれわれとしては、できるだけ法律をつくつて、全額を主張して、それに従つて予算をとりたいわけでありまして、事の起りはそういうやうなことから話がつつたのであります。別にそれを喜んでおるのではないのであります。が、やむを得ずそういうことに考へておるのであります。

○高田(重)委員 それでは、一方の方は予算の範囲内といふことは書いてありませんから、たゞ今あなたがおつしやつたやうに莫大な被害があるといふことを考へると、そういうことを予定しても事實上は出ないといふ懸念があるわけでありまして、何と申しましても法律では予算の範囲内と

いうことは書いてありませんから、相当これは増額せられる可能性も出て来ると思う。ところが一方の方のものは、はつきり條文の中に予算の範囲内においてと初めからうたわれておりますからこれは法律をこしらえられまして、も、まったく何にもならなかつた、何にもあてにならぬ問題になるわけですね。この点についても、一方の法律と農業関係の法律の方と、同じ災害であつながら、何か非常に大きな開きが出ておるのはどういふわけですか。この点を御説明願ひたい。

○農務大臣 答へいたします。災害が二十一年、二十二年、二十三年分も全部、これは完成せずにおつたのであります。これは御承知の通りであります。これを早く片づけてしまへといふことが、国会の輿論でありましたので、この際、思い切つてこれを整理いたしました。二十二年までの災害は、全部この際残つておるだけをやつてしまつて、それから二十三年度の半分、それから二十四年は三分の一という、大体その被害経費の概算を見まして、経費は七十二億と考へておりますが、その範囲内でこれを処理するといふことになつたのであります。それで国庫全額負担といふのは、一応全額負担とすればよいのでありますけれども、六割五分の助成、あるいは二分の一の助成といふふうになつて行きますと、早く修めたい事業がそれだけ早く完了して行く。もちろん地元に対する負担等がありまされども、国庫全額負担をなし得ない農業の災害に対しては、できるだけ早く完成の期間を進めたい。こゝういふことから、この助成をいたした方が事業分量がふえて行く。全額負担

で行きますと、七十二億なり七十三億という範囲内の仕事しかできない。ところが助成になりますと七十二億の金をもつて、さらに百億近いところの仕事が完成できる、こゝういふことになるわけでありまして、建設省の方においても、国庫全額負担というよりも、むしろ従来のような七割五分という助成とか、あるいは半額の助成とかいふ方が、仕事の分量がふえるといふことから願ひせられたことを、先ほど説明員から申し上げたのであります。こゝういふ意味から予算の範囲内でやるのであります。今持つております予算が七十二億ありますので、この予算の範囲内でやりまして、もしそれで完成しなければ、翌年度にもさらに残つておる分量がありますから、あわせてこれを施行して行きたいといふように考へておるわけでありまして、

○山村委員代理 これにて質疑の通告者全部の質疑は終了しました。よつて本案に対する質疑は終局いたしました。

引続き本案に対する討論に入ります。討論は通告順によりまして、これを許します。小平君。

○小平(忠)委員 私はただいま議題となつております農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案に対して、農民協同党を代表いたしまして賛成をするものであります。しかしこの際一言意見を申し上げておきたいのであります。農林水産業が、今日いかに重要な役割を持つておるかといふことは、これはひとり政府だけでなく、全国民の周知いたしておる点であります。しかるに年々天災その他におきまして、非常なる災害

をこゝむつておるわけでありまして。この災害に対しまする復旧、その他の問題に關しまして政府も、あるいは与党も、野党も一致いたしまして、これに対する公共事業費の増額については、終戦以来常に強く主張して参つておりますが、これはまづたく日本の現在の国家財政の見地から見ても、思うやうに行かない点は了とされるのであります。しかし農林水産業の重要性にかんがみまして、これに対する公共事業費については、全体の額については、これは確かに昨年よりも今年という形で増額はされておりますが、しかし国全体の公共事業費に対するパーセンテージを見ますならば、年々この率が低下しておるといふ現状であります。今回は従来政府が単なる補助要綱によりまして、補助をいたしておりました面を、さらにこれを法制化したいたしました。これに対する法的根拠を与える、結局農林水産業の災害復旧に対する面をますます強化して行こうという趣旨に關しましては、全面的に賛意を表するのであります。しかしこの際私は一言政府当局に強く要望をいたしたい点があるわけでありまして、これは昨日山添農地局長に對しまして、政府の所信をたゞして、その考え方を明らかにいたしたわけでありまして、災害をこゝむつてからそれを復旧するといふことも大事であります。その前に、この災害を未然に防止するといふことがなされないといふことは、この問題は永久に持続するであらうし、日本の置かれておる地理的條件あるいは気候、風土等の関係から、年々ますますこれが増大して行くといふ事実から見ますときに、この災害を未然に防止すると

いう施策を、徹底的に講じなければならぬと思ひます。特にこれはなか／＼むずかしい問題であります。特に農作物、農地についてこゝむる被害には、水害やその他の面においても相当なものであります。しかしあまり表面に出ておりませんところの旱害、これについては、相当なる被害をこゝむつておるわけでありまして。従ひまして、これらの面を私は強く取上げていたしたい。なるほどこの法律によりまして、第二條の第一項第三号に「農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設」といふことが補助の対象となつております。しかしこれらの農業用の施設につきましては、災害を防止するための必要な施設を講じた場合、その施設が災害にあつた場合に、これを補助しようといふお考えでありまして、未然に災害を防止する施設に対する補助は、この法律案ではなされておらぬのであります。確かに法的な考え、あるいはこれに対する政府当局の考え方、この法律は災害復旧に対する国庫補助の暫定措置に關する法律であつて、それらの問題は、土地改良なり、あるいは農業災害補償法によるところの災害の程度によつて、考へて行けばいいのだといふ解釈をなさるが、しかし一般的通念において旱害等は自然現象で起る災害であります。この災害をなるべく少くする、これを防止するといふ意味において、私はこの際政府におかれまして、せつかくこれを法制化するならば、その面を一緒に含ませて法制化されるならば、なおよい。かつ廣面にこの面も生かし得ることができたんじゃないかと考へるのであります。しかしすでに会期も切迫いたしました。

○山村委員代理 次は高田富之君。○高田(富)委員 私は共産党を代表いたしまして本案に反対の意思表示をいたします。第一の理由は、私どもいたしましては、もとより農業災害の復旧につきましては、ぜひとも過年度災害は、すみやかに復旧しますと同時に、今後の予想せられる災害につきましては、十分な予防措置を講ずる必要を痛感いたしておるのであります。本案を見ますと、結局今までやられておりました補助金の出し方等につきまして、今回これによりまして、非常にめんどろな官僚的な統制を、がんにがらめに強化いたしました以外には、実際の災害復旧を實質的に促進するといふ面は、全然現われておりません。ことに注目すべきことは、災害復旧事業の国庫負担の特例に關する法律が今般出しまして、実は農業関係につきましても同様の措置があるものと考へられておつたのであります。したが、これが全然別個に取扱われることになりまして、それとの関係上、こゝういふ暫定法律が出されたものであることが、質問の結果明らかになつたのであります。なぜこのやうに一般災害復旧と農業関係の災害復旧とが區別されるか、そして農業関係が特別輕視されておるか、他方においては予算の範囲内という文字もありませ

ん。ところがこの農林関係では、予算の範囲内においてということがうたわれることによりまして、まったく予算的に非常な圧迫を受けておる現状を是認し、その中でこういうこまかい、めんどろな規定を入れて、そうしてこれを縛り上げて行くということになりまして、かえつて今までより復旧作業等につきまして、めんどろなうおそれが多分にあるわけでありまして、またこの理由をいたしまして、質問の結果明らかになりましたことは、農林関係は収益を伴うものであるから、他の災害の方とは違ふという考えだそうでありまして、これはきわめて重大なことでありまして、かつて農地改良費等につきまして、農業は収益があるから、受益者負担で行けというやうな理論があつたと聞いておりますが、まったく同一の思想に基づくものでありまして、今日の日本の農業経営が営利的に成り立っていないということにつきましては、農林当局においてもお認めを思ふが、おそろしく統計上、どう分析してみても、今日の農業経営に営利性はありません。それどころではない、こういう状態のもとに起つて来る農地その他の災害に對しまして、この国家的に重要な食糧増産の見地から、多くの国家的な重要性和、公共的な色彩を持つた事業に對しまして、当然これを国庫で全額負担して、すみやかにこれを解決するという方向でやらない限り、日本の農業はますます荒廢して行つてしまふ。こういうことが明瞭であるにもかかわらず、こういうふうな農林関係の災害が輕視されておるということは、きわめて重大であり、

ことに他の災害復旧の方を見ますと、港灣とか道路とか、これらのものが特に重視されるということの中にも、非常に大きな問題がある。これはおそろしく私どもの考では、やはりいろいろな公共事業費等の全般の使い方から見て、疑いを持たれる、軍事的な方向とて、そういう点から私どもは、どうしても平和産業の基礎になる農業の復興の方を先にやるべきだ、むしろ一般の道路や港灣なんかよりも、もつと先にこの農業の方面につきましては、予算のわくをどん／＼広げて行くために、必要とするものは惜しみなく出さざる、その基礎を確立するところが、農業災害復旧の問題であると思ふのであります。こういう点からいまして、この法律はまったく農業災害復旧の熱意を見ていないばかりか、むしろ農業輕視の精神が、きわめて明瞭にこれに現れておる。こういう意味においてわが党は反対の意思を表明するものであります。

○山村委員長代理 足鹿君。  
○足鹿委員 社会党は大体この法の精神につきましては了承いたしまして賛成をいたします。従来ただ要綱といふものによつて災害補助がなされておつた。これが法律化されて、その対象となる基準が一応明確になつた。その限りに對して、本法案に反對する理由を私どもは持たないものであります。が、先刻高田君よりお話がありましたように、その内容に立ち入つて考えて見ますと、また他の一般災害との關係において、この法案の比較を考へて見ました場合に、きわめて農業を輕視しておる傾向がありまして、この点についていまことに遺憾に考へておるものであります。この法案の題目にも暫定措置といふことがうたつてあります。が、あくまでもこれは暫定として、すみやかにこれを一般災害と同じ取扱にするやうに政府は今後努力さるべきであらうと存する次第であります。あくまでもこれは暫定措置であるという意味におきまして、私どもは一応これを了承いたしたいと考へる次第であります。

○農師神委員 私ども本案には賛成であります。が、ただこの政府当局に運営上の希望を申し述べておきたいと思ふわけでありまして。  
昭和二十一年に発生した南海地震の問題が今日立法化されるに當つて、同じ災害を受けた愛媛だけ除外しておるといふことは、これは實際根本的に意味をなさないと思ふのであります。が、當時においては、顯著な災害といふものがわからなかつたが、しかしその後においては、陥没その他非常に災害が大きいといふことは、これはもう政府当局でも認識しておるわけなのであります。それで私は、会期も切迫してゐるためにこの問題を譲つたのであります。けれども、附則の第二の別表にあるところを見ますと、同じ地震の災害であつて、当時愛媛の災害といふものが認識されていないといふならば、おのずから當時の施策としてはむづかしいのであります。けれども、二十五年に立法化するという建前から考へてみますると、その災害といふものを肯定するならば、同一比率の助成があつてしかるべきものであります。またそうすることの方が、政治の運営上当然でなくてはならぬと思ふわけでありまして。

そういう意味からいつて、私はこれは非常に不足があるわけでありましてけれども、ただ、今申しましたように、いろいろ説明を聞いて了承したわけでありまして、これが運営にあたつては、そこに十分なる留意があつてしかるべきものと思ふわけでありまして、この点の希望意見を付して原案に賛成するわけでありまして。  
○山村委員長代理 これにて討論通告者全部の討論は終了しました。よつて本案に對する討論はこれにて終局いたしました。  
引続き本案に對する採決を行います。本案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○山村委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り多数をもつて可決いたしました。  
なおこの際委員会の報告書の件についてお諮りいたします。先例によりまして委員長に御一任をお願いしたいと思います。が御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と稱する者あり。  
○山村委員長代理 御異議なしと認めます。それではさう決しました。  
次に農業用報奨物資等に関する件について井上君より発言を求められております。これを許します。  
○井上委員 二十四年度産米のリンク報奨物資について、先般衆議院の農林委員会、また衆議院の本委員会におきましても、いろいろな角度からこの報奨物資についての緊急処置を、政府にたび／＼要請をいたしまして、政府もまた事態の解決にいろいろな対策を講ぜられて参つておることは、われわれも了承いたしておるところであります。が、  
〔山村委員長代理退席、野原委員長代理着席〕  
先般本委員会において農林大臣は、農協がかかえておる滞貨は、一応農業手形の救済処置として、必要な金融を大体十三億まわすつもりであり、なおまた實際滞貨の有効需要を調べまして、農家が引取る分につきましては、できるだけ時価価格でこれを引取つてもらう、そして引取らぬ分については、卸機関にこれを返渡するの処置を講じておる。こういう明確な御答弁がございました。ところがその後事態は一向進捗いたしておりません。われわれが大蔵省やその他関係方面に、この問題の速急解決についての要請に参りますと、あれは大臣あるいはその他重要な人々によつて相談されたことであつて、われ／＼末端の事務当局に、何ら具体的な相談なしにやられてゐることであるから、政府の方で具体的に話すべきです、という、こういうことで、少しも事務当局にこれが具体化の処置が講ぜられていないのであります。一体政府は、先般本委員会において、この問題に對する具体的な処置についての御答弁がございましたが、これが具体的な処置について、その後どういう手を打ち、どういふぐあいに解決されておるか、この点をこの際明確にしたいと思ふのであります。  
○農務大臣 この問題は先般お答えいたしました通りであります。閣議におきましても、はつきりとこの問題につきまして、在庫品に對しましては適當な措置をとつて、今日の市価と同じもので

にする、その間の財源等については、政府が別途考慮をいたす、こういうことに決定したところ、このほかありまじき。その後から在庫品がどれだけの数字がはつきりいたして、今農政局におきましては、連合会と協力いたしまして、実際の在庫品がどういうふうな各府県にあるかということについて、調査を進めておられるわけでありまして、この在庫品に対しては、政府はそれだけの処置をとるといふ決定にはかわりがないのであります。

○井上(農)委員 先般大臣は本委員会において、報奨物資取引に關連する農業手形の救済について、必要な措置を講ずるといふことでございましたが、この手形処置は解決されましたか、この点をまず伺いたい。

○森岡務大臣 手形の問題につきましては、これが不渡り等の起らないように、大蔵当局として処置をとつておるはずであります。

○井上(農)委員 おるはずだということではあります、実際はまだ具体的な処置は何らとられておりません。またこういうことが、各県連の方へも何らの通達もございせん。従つて各地域とも非常に困つておられます、先に私が申します通り、事務当局はまつたくそつばを向いたうなかつたことになつております。一体これの具体化をどう政府ははかろうとするか、はなはだわれわれは政府の意を遺憾とするものであります、実際は大蔵省からまだ手続がされておられませんが、大臣はそういうことを御存じないのですか。

○森岡務大臣 手形問題につきましては、事務的に相当これは複雑な問題で

ございます。しかしその手続も進捗いたしておりますから、この数日のうちには、必ずこれが実現することを御了承願ひたいと存じます。

○井上(農)委員 最後これにはなほだ失礼でございますけれども、この際明確にひとつ御答弁をいただきたいのは、今大臣は滞貨のうちで、特に供出農家が引取る物資についての調査を始めておる、引取分はできるだけ時価でこれを引取らして、引取らぬ分は御機嫌に返還する。その間の損害、及びその間の金庫措置は、その調査が完了し、政府に一定の数字が明確になつて來ました場合は、さういふ処置をされることを言明願ひますか、この点を明らかに願ひたいと思ひます。

○森岡務大臣 先ほど申しました通り、未端の協同組合、商業組合等に在庫いたしておるものに対して、時価との差額に対しては、政府は責任をもつて処置することになつております。

○井上(農)委員 もう一点、それに關連してお願ひ申しておきたいのであります、政府は先般協同組合法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、協同組合のいろいろな経営のよろしきを得ないといひますか、あるいはまたいろいろの政府の金融政策の影響、またはデフレ政策の侵襲というふうな、あらゆる悪条件からしまして、信連は現在約百億に近い金融難に陥つております。この内容はいろいろございまして、特にここに急を要しますのは、淳朴な農民から預りました預金が、払い戻しができないという事態が起つておるということから、これが対策をそれ／＼政府の方でも講じておるものであります、ぜひひとつ

れが資金の融通を、何とかこの際速急にお立てを願ひたい。これに対して一体政府はどういう手を打たれようとしておるか、またこれが速急に解決は困難であるか、その見通しについての御意見を伺いたい。

なおさきに申しました、二十四年度産米の報奨用の物資の滞貨のみならず、各単位農協は、かつてその農業会の引継ぎに伴う戦後の粗悪な農産具その他の滞貨を、べらぼうにかかえ込んでおりました、これが全体の金額はおおよそ二百億に近い金額になつておるのであります。これがいろいろな処分をいたしまして、どうしてもここに四、五十億の赤字が出る。こういうことから、農協みずからの危機に立つておるのがたゞさんでございますが、これらの処置に対して、どういふ手を政府は打とうとするか、この二点について、大臣としての御所見を伺いたいと思ひます。

○森岡務大臣 さつきお尋ねの急急措置をいたしましては、約百億ばかりの金があるのでございます。これは農林中央金庫の資産の操作によりまして、大抵五月ごろまでは百億の融資がございまして、一応救済の目途がつくと存じております。つきまして協同組合の内容等、いろいろ「区々まち／＼」の状態でありまして、中央においてこの農業協同組合を建て直す協議会をつくつておるのであります。また各府県ごとにも、そういう対策協議会をつくらせまして、その府県自体の調査と相まつて、その救済の施設を促進いたしたいと考えておるのであります。この面につきましては、大抵八十億の預貯金に対する救済、なおほかに二十

億ばかりの事業資金等を考えまして約百億ばかりの金があるのでございますが、これは先ほど申しました、大抵農林中央金庫の自己資産等の操作によりまして、五月ごろまでは大体解決したいと存じております。

なおそのほかに、これはただちに協同組合の救済ではありませんが、公共事業費の予算が決定しておるわけでありまして、できるだけ早くこの事業を農村に流す。また農地債券も全部償還することになつておるのでありますから、こういう方面も考えまして、できるだけ農村に金をまわすということに努力いたしたいと考えております。

なお次にお尋ねの農業会からの引継ぎ資産に対する対策であります、これは相當の金額に上つておまして、五十億ばかりの金を融通してもらわなければ、どうしても維持ができませんといふことが、かつて要求されたのであります、しかしこの五十億のものに對しましては、今お述べになりましたいろいろの購買品等の手持というふうなものもありまして、こういうものに対する資金融通は、非常に困難な事情もあるのであります。しかし農業協同組合を強化せしめる上においては、この問題も解決しなければなりませんので、大蔵省に協議いたしまして、大蔵省もこの問題に対して、資金の面にいろいろと考究を進めておるわけでありまして。

○小平(農)委員 ただいまの報奨物資の滞貨処理につきまして、関連して農林大臣にお伺ひしておきます。

ただいま農林大臣の御説明によりまして、今回のこの滞貨処理に対する大臣の御所見は、一応了解される点があ

るのであります、私は非常にこの点について不可解な点があるのです。と申しますのは、この問題については、去る三月三十一日の閣議におきまして、この滞貨についての処理に關する政府の方針を明らかにされた。その内容は御承知のように、問題は融資であるという關係から、卸売機關に十八億円の融資をするということを決定されたのであります。その後いろいろ実情を調査した結果、卸売機關に融資をしてもこれは意味ないのである。すでに取扱ひ機關たる農協において、その大半は代金が決済になつていふやうな關係から、これは卸売機關には融資しても無意味であつて、むしろ取扱ひ機關たる取扱ひ業者に融資することが必要であるということが明らかになつたために、四月七日の總理大臣を含めた關係閣僚會議において、この考え方を改めて、さらに十三億の欠損に対する補償を政府が行うという態度を明らかにされたのであります。この問題に對しては、この報奨物資という性質から見て、当然政府においてこの責任を負ひ、それに対する処置をするといふことを、總理を含めた關係閣僚會議、これは大臣も出席されておりますが、ここにおいて明らかにされた。そのことは当時全國農民大会や、農協の代表者が中央に集まつたときに、非常に確信あるところの答弁をされ、またその閣議決定の録を確認されて地方へ歸つて、地方の關係者はこれで一応何とかこの危機を打開できるという、一つの方針を持つたのであります。ところがその後において、そのことが何ら實現に移されないのみか、これに對するその後の処置として、通産省の織維

局長並びに農林省食糧庁長官の連名をもつて、都道府県知事に出された通牒なるものは、この四月七日の閣僚関係会議の決定を根本的に踏みにじつたところの、三月三十一日の閣議決定の御座機関に対して単に十八億円の融資をするという線が通牒が出されているのであります。政府はそういうことを一体どういうお考えでおやりになるか、四月七日にそのような現実に出したことを決定し、それを回答しておきながら、それを踏みにじつて、まづたその趣旨に反した通牒を出されていることについては、まことに不審にたえないのであります。これに対して、大臣はどのようなお考えから、そのような処置をその後において、四月十七日に連名をもつて出されたかということについて、大臣から責任ある御答弁を承りたい。

○森岡務大臣 報奨物資に対する解決方法は先ほど井上委員にお答え申した通りであります。

○小平(忠)委員 現に農林省の食糧長官と通産省の繊維局長の連名で出されている書面というものは、これは大臣、知らぬとは私はおつしやれないと思う。少くとも公文書をもつて、都道府県知事にあてた書面というものは、四月七日の決定の線を何ら実行していないのみか、根本的にこれを踏みにじつてあるわけでありませう。これに対して大臣がその後、最善の努力をする、あるいは十三億の欠損に対する補償をするという言明をしただけでは何にもならない。これを実行に移さなければならぬ。そういう通牒をどうして出されたか、それを伺いたい。

○森岡務大臣 どういう通牒を出して

いるか、私は決裁しておりませんが、手形の執行をまずもつて食いとめるということが一つの手段であります。その次は在庫品が市価より高くてはいけません。この措置なのであります。それでありますから十八億の金をまわすということは、結局その手形の履行をやらさないということの手段であります。その手段によつてこの手形が執行されなかつた場合におきましては、この目的は達したわけでありませう。あえて十八億の金を貸す、貸さぬという問題でなしに、協同組合の発行している手形がぐんぐん履行された場合には、協同組合が参つてしまふのでありますから、そういう意味において処置をとれば、この問題は解決できます。そしてその次には今井上委員にお答えした通り、在庫品について、協同組合が持つておろすが、商業組合が持つておろすが、これを市価と同じ価格で予算の上において処置をする、こういう方針をきめているのであります。しかし御承知の通り三億四千万円しかこの価格差益金がないのでありますから、あと十三億いるか、あるいは十億いるか、八億いるか、それは実際の調査をしてみなければわからないのでありますから、厳密な在庫品の調査を今いたしているのであります。それでありますから、今手持ちの三億四千万円はただちに操作いたします。しかして残りが八億いるか、七億いるか、あるいは十億いるかということは、これは厳密な調査をしてみなければわからないのであります。その金額に対しては、別途の方法によつて政府はこれを措置いたしますということを明らかにいたしているわけでありませう。さよう御承知を願います。

○野原委員長代理 本日はこの程度にとどめます。次会は明五月一日、午後一時より開くことにし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

〔参照〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕